

東日本大震災で被災された方の介護保険料の減免について（令和7年度）

東日本大震災の被災地から転入し、本市の介護保険の第1号被保険者となられた方を対象とした減免制度があります。

1 対象者、対象期間、減免割合

平成23年3月11日時点で帰還困難区域及び上位所得層（※1）を除く旧避難指示区域等（※2）における被保険者等

対象者	対象期間	減免割合
平成28年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層（※1）を除く旧避難指示区域等（※2）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）	令和7年度4月から3月分まで	5/10
帰還困難区域及び平成29年以降に指定が解除された上位所得層（※1）を除く旧避難指示区域等（※2）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）	令和7年度4月から3月分まで	10/10

※1 被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の方

※2 以下の区域等をいう。

- (a) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- (b) 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）
- (c) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（楡葉町の一部）
- (d) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）
- (e) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）
- (f) 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）
- (g) 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）
- (h) 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）

2 申請に必要なもの

罹災証明書、被災証明書等（写し可）

介護保険料減免申請書（申請者1人につき1枚必要です。）

*問い合わせ先までご連絡ください。申請書等を送付いたします。

3 申請窓口

介護保険課（郵送可）

【問い合わせ先】 介護保険課 保険料班
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館4階
TEL 042-769-8321 FAX 042-769-8323